

## 告 示

### 埼玉県告示第五百七十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年四月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年四月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人マイムマイム

三 代表者の氏名

中島 郁子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県入間郡毛呂山町前久保南一丁目二十七番地八

五 定款に記載された目的

この法人は、「農業を基盤とした活動の展開」を通して、毛呂山町及びその周辺地域の人々が、障害の有るなしにかかわらず、共にいきいきと暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与すること、及び地域の活性化と共に様々な日本の伝統文化に触れ、心豊かな住みやすい街づくりに協力する。